

食品を (A) 販売する
(B) 試飲・試食など無料で提供する (委託はAに該当する場合があります)

食品を
(C) 調理販売する
(D) 包装品を未開封のまま販売する

(E) 次のいずれかに該当する

- ア 盆踊り、夏祭りなど町内会のお祭りで、町内会のメンバーが調理販売する場合
- イ 社会福祉施設、保育所などの施設で、その施設のメンバーが、入所者や地域住民などを対象に調理販売する場合
- ウ 学校や幼稚園などの施設で、その施設のメンバーが、文化祭やバザーなど教育を目的として調理販売する場合
- エ 普段は食品の調理販売を行っていない地域団体や福祉団体（ボーイスカウト、ガールスカウト等）が活動地域で調理販売する場合
- オ その他、業に該当しないと判断される場合
例) 地方公共団体が主催又は共催しているイベント（区民まつり、親子三代祭り）で、次の（ア）又は（イ）に該当する場合
（ア）出店者が自分たちの利益のためではなく、イベントを盛り上げるために、組織（イベントの実行委員会など）の一員として調理販売する
（イ）年1回のイベント期間中に、そのイベント開催地近辺の食品営業許可施設が、その店の目の前で、取得している食品営業許可業種に対応する1品目を調理販売する場合（品目については『屋台、露店等で取扱いが可能な食品』参照）

いいえ

営業許可必要

はい

営業許可不要 (営業届が必要な場合があります)